

○京都府立大学京都和食文化研究センター規程

(平成26年京都府立大学規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規程第1号。以下「学則」という。）第10条第2項の規定により、京都和食文化研究センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、和食文化を担う人材の育成、和食文化に関する研究の推進及び研究成果の社会への還元等を行うことにより、和食文化の保護、継承及び発展に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 和食文化に係る研究に関すること。
- (2) 和食文化に係る研究成果の府民等への還元に関すること。
- (3) センターの業務に係る自己点検・評価活動の実施に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 文学部長、公共政策学部長及び生命環境科学研究科長（以下「学部長等」という。）
 - (4) 食の文化学位プログラムの担当教員（京都府立大学（以下「本学」という。）が本務である者に限る。以下「プログラム員」という。）
- 2 センター長は、食の文化学位プログラム長を充てる。
 - 3 副センター長は、本学に在籍する教員のうちからセンター長の指名により、学長が任命する。
 - 4 センターに特任教員、客員教員及び研究補助員を置き、共同研究員を受け入れることができる。この場合においては、あらかじめ第8条の総会の承認を得るものとする。

(任期)

第5条 前条第1項各号に掲げる者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長等の職務)

第6条 センター長は、センターの業務を総括する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 学部長等は、センターの業務に関する指導及び助言並びに所属の学部又は研究科との調整を行う。

4 プログラム員は、センターの業務の企画運営、各部局との連絡調整その他センター長が指示する業務を行う。

(会議)

第7条 センターの会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第8条 総会は、第4条第1項各号に掲げる者をもって構成する。

2 センター長は、毎年度1回以上総会を招集し、その議長となる。

3 総会は、構成員の3分の2以上の出席がないときは、開くことができない。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

5 センター長は、総会を開く暇がないと認めるときは、幹事会の議事をもって総会に代えることができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) センター長及び副センター長

(2) プログラム員のうちからセンター長が指名する3名の教員

2 センター長は、幹事会を招集し、その議長となる。

3 幹事会は、構成員の過半数の出席がないときは、開くことができない。

4 センター長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を幹事会に参加させ、意見を聴取することができる。

5 前条第4項の規定は、幹事会について準用する。

(専門家会議)

第10条 センター長は、センターの取組について、評価を受け、又は助言を得るため、学外の有識者等を構成員とする専門家会議を設けることができる。

(事務局)

第11条 センターに事務局を置く。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 センター発足時の構成員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日にセンター長及び副センター長である者は、改正後の京都府立大学京都和食文化研究センター規程（以下「新規程」という。）第4条第2項及び第3項の規定により指名又は任命されたものとし、その任期は新規程第5条第1項の規定にかかわらず改正前の京都府立大学京都和食文化研究センター規程（以下「旧規程」という。）第4条第1項及び第2項の規定により指名又は任命されたときの任期とする。
- 3 旧規程第4条第2項後段の規定によるセンターの構成員（センター長及び副センター長を除く。）は、新規程の施行により構成員の職を解かれたものとする。
- 4 新規程第4条第1項第3号及び第4号により新規程施行後最初に任命される学部選出教員及び学科選出教員の任期は、新規程第5条第1項の規定にかかわらず第2項のセンター長及び副センター長の任期までとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。